### 群馬バリアフリー観光情報局「ココフリ群馬」会則

(名称)

第1条 この会は群馬バリアフリー観光情報局「ココフリ群馬」(以下「本会」という)という。

(目的)

第2条 本会は、群馬県の観光地などのバリアフリー情報の発信や、ユニバーサルなイベントを企画・ 運営することで、様々な人がもっと安心して群馬を観光したり、今まで実現できなかったイベン トを楽しんだりすることを目的とする。

(事業)

- 第3条 本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。
  - (1) 群馬県内の観光地などを訪れ、設備のバリアフリー情報や現地の方による対応の様子などで 感じたことを、訪れた人それぞれの言葉でホームページや SNS で発信する。
  - (2)様々な障害を持った人も楽しめるユニバーサルキャンプなどを企画・運営する。

(会員)

第4条 本会の趣旨に賛同する会員をもって組織する。

(会費)

#### 第5条

- 1. 会員から会費を年間500円いただき、本会の運営に使用させていただく。
- 2. 会員には、本会のバッジを配布する。
- 3. 今後、会員への特典について検討する。

(役員)

- 第6条 本会に次の役員を置く
  - (1)代表 1名
  - (2)副代表 1名
  - (3) 会計 1名
  - (4) 会計監査 1名
  - (5) 書記 1名

(役員の選任)

第7条 役員は毎年選出するものとする。

## (役員の任期)

第8条 特に定めないものとする。

## (役員の職務)

## 第9条

- 1. 代表は、会務を統括する。
- 2. 副代表は、代表を補佐し、代表が事故有るときはその職務を代行する。
- 3. 会計は代表の指示によりこの会の事務全般を掌理し、財務はこの会の会計を掌理する。
- 4. 会計監査は本会の会計を監査する。
- 5. 書記は会議の記録を残す。

### (会計)

# 第10条

- 1. 本会の会計年度は、1月に始まり同年の12月で終わる。
- 2. 本会の経費は、会員が負担する会費と寄付と助成金による収入をもって充てる。

### 付則

1. この会則は令和2年10月20日より実施する。